

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和8年1月末速報値)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			令和6年同期			対前年		業種割合	令和6年確定値		
	死 亡 〔 〕内は 転倒災害	休 業 〔 〕内は 転倒災害	合 計 〔 〕内は 転倒災害	死 亡 〔 〕内は 転倒災害	休 業 〔 〕内は 転倒災害	合 計 〔 〕内は 転倒災害	増 減 数	増 減 率		死 亡	休 業	合 計
全 産 業 合 計	3	243 [80]	246 [80]	2	231 [89]	233 [89]	13	5.6	100.0	2	245	247
製 造 業	1	27 [8]	28 [8]	1	21 [4]	22 [4]	6	27.3	11.4	1	22	23
食 料 品		8 [3]	8 [3]		6 [3]	6 [3]	2	33.3	3.3		7	7
木 材 木 製 品		1	1				1	-	0.4			
窯 業・土 石		1 [1]	1 [1]		3 [1]	3 [1]	-2	-66.7	0.4		3	3
鉄 鋼 業		7 [1]	7 [1]	1	4	5	2	40.0	2.8	1	4	5
金 属・機 械	1	2	3		2	2	1	50.0	1.2		2	2
輸 送 用 機 械		2	2		2	2			0.8		2	2
その他の製造業		6 [3]	6 [3]		4	4	2	50.0	2.4		4	4
鉱 業・土 石 採 取 業		1	1				1	-	0.4			
建 設 業		26 [1]	26 [1]		26 [6]	26 [6]			10.6		26	26
土 木 工 事 業		7	7		5 [2]	5 [2]	2	40.0	2.8		5	5
建 築 工 事 業		12 [1]	12 [1]		15 [3]	15 [3]	-3	-20.0	4.9		15	15
木 造 建 築 業		1	1		4	4	-3	-75.0	0.4		4	4
その他の建設業		6	6		2 [1]	2 [1]	4	200.0	2.4		2	2
道 路 貨 物 運 送 業		17 [3]	17 [3]		20 [6]	20 [6]	-3	-15.0	6.9		20	20
そ の 他 の 運 輸 業		5 [4]	5 [4]		5 [2]	5 [2]			2.0		6	6
陸 上 貨 物 取 扱 業								-				
港 湾 運 送 業					2	2	-2	-100.0			2	2
林 業		1	1		3 [2]	3 [2]	-2	-66.7	0.4		3	3
漁 業					1	1	-1	-100.0			1	1
卸 売・小 売 業	1	27 [10]	28 [10]	1	41 [22]	42 [22]	-14	-33.3	11.4	1	43	44
社 会 福 祉 施 設		21 [11]	21 [11]		33 [11]	33 [11]	-12	-36.4	8.5		38	38
旅 館 業		11 [6]	11 [6]		3 [1]	3 [1]	8	266.7	4.5		4	4
清 掃 業		25 [16]	25 [16]		20 [17]	20 [17]	5	25.0	10.2		20	20
上記以外の事業	1	82 [21]	83 [21]		56 [18]	56 [18]	27	48.2	33.7		60	60

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、〔 〕内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

令和7年度 室蘭労働基準監督署スローガン【組織で進める安全文化 みんなで取り組む健康職場】

○ 北海道冬季ゼロ災運動(実施期間:令和7年12月から令和8年3月)

次の『冬季特有の災害』の災害防止に取り組んでください。

- ①転倒災害 ②交通労働災害 ③雪下ろしの際の墜落災害
- ④除雪作業時の重機災害 ⑤一酸化炭素中毒

なお、二次元コードからリーフレット等をダウンロードできます。



北海道冬季ゼロ災運動



室蘭労働基準監督署
からのお知らせ

○ 第2回化学物質管理強化月間(実施期間:令和8年2月1日から2月28日)

化学物質管理について、広く職場における危険・有害な化学物質の管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、本年も「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」をスローガンとして展開します。

次の二次元コードからリーフレット等をダウンロードできます。



化学物質管理強化月間



石綿総合情報
ポータルサイト

令和7年 死亡労働災害事例

番号	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	6時台	新聞販売業	交通事故	建設機械等	被災者は新聞配達作業に従事する労働者で、自身の乗用車で新聞配達中、顧客宅にて乗用車から降りたところ、坂の上から走行してきたタイヤショベルが路面凍結によりスリップし、停車しきれず乗用車に追突し、これに押される形で乗用車に轢かれ下敷きになり、さらに同方向からやってきた、スリップした別の乗用車に追突され、下敷きになったまま2mほど引きずられ死亡したもの。
2	2	8時台	警備業	墜落・転落	脚立	被災者は出勤し事務所内にて待機していたところ、清掃業者の作業員から地下1階の廊下の電球が切れていたと伝えられた。その後、午前8時に被災者の同僚が出勤したが被災者は事務所におらず、清掃業者から電球切れの件を被災者に伝えたと聞き、被災者が戻らなかつたため確認を行ったところ、脚立のそばで額から血を流して床に倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが3日後に死亡が確認されたもの。
3	9	13時台	機械器具精密機械製造業を除く	はさまられ、巻き	その他の機械一般動	被災者含む5名で、上下開閉式の蓋が付いている機械の修理業務を行っていた。被災者は1人修理作業を行い、他の4名は別の場所で作業を行っていた。被災者は電源を切らない状態で蓋の開閉範囲にいたところ、蓋が開き蓋と架設通路に挟まり負傷し翌日死亡したもの。

令和6年 死亡労働災害事例

番号	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	3	13時台	その他の業の卸売	はさまられ、巻き	建設機械等	金属の回収及び販売を行う事業場において、事業者が午後からトラックに荷積みするための準備作業をグラップルを使用して行っていた。グラップルを旋回させたところ上部旋回体後部とその近傍の成形された金属廃品との間に被災者の胸部が挟まれたもの。
2	7	16時台	製鉄圧延業・製鋼・	有害接物触等との	有害物	熱風炉の点火前ページ作業により、熱風炉上部に設置されている排気口から一酸化炭素を大量に含む高炉ガスが排出された時、同熱風炉に隣接する建屋内から外に出た被災者が当該高炉ガスを吸い込み、一酸化炭素中毒を発症し死亡したもの。



【第14次労働災害防止計画】 【粉じん障害防止対策】 【職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等】



【転倒予防・腰痛予防の取組】 【外国人労働者の安全衛生対策】 【高年齢労働者の安全衛生対策】



〔労働者死傷病報告等
電子申請義務化〕

〔職場における
受動喫煙防止対策〕

北海道最低賃金
時間額1075円
令和7年10月4日効力発生